

質問 89

処理費用の積算は、処理施設の想定規模と密接な関係があると考えますが、「ケース1最小」、「ケース2中間」、「ケース3最大」のそれぞれにおける処理費用を聞きたい。

回答 89

○発電ごみの処理料金の場合、ケース2を基準とすると、ケース1は10～20%程度割高、ケース3は5～10%程度割安となる。(ただし、確定する処理料金の基準が未確定ではある)

質問 90

処理料金設定には、中間処理施設と中継施設の距離補正を行うのか?

回答 90

○物流に関しては、貨物は県内均一料金にて対応するべく検討中である。
○中継施設と貨物駅間はトラック輸送であるが、若干の料金格差が生じる可能性がある。

質問 91

- 1 処理料金の問題は、判断のための重要な要素である。最終的な料金を提示することが困難とあるが、その理由は何か。また、いつ提示できるのか。「目安」と大きく異なることがあるのか。現時点の処理単価のプラス何%以内にするというような保証ができるか。
- 2 借入金償還後の処理料金はどの程度になるのか。
経営努力による処理単価の引き下げは、十分可能だと思うが、引き上げについては契約以降何年間は据え置くとか、経営監理委員会の総意によることとかを明示できないか。

回答 91

- 1 現時点においては建設業者、プラントメーカー等が全く決定していないため、具体的な価格交渉はしていない。ユーティリティに關しても同様である。そのために正確な金額を出すことはできず、従来の取引事例、類似事例から金額を想定している。
今回の提案書で示した処理料金（発電ごみ 25,000 円／トン程度、有機資源ごみ 25,000 円／トン程度、不燃系ごみ 30,000 円／トン程度）は、参加市町村や産業廃棄物の受入量を設定している過程での変動要素を加味して余裕をもつ数値であり、現時点での目安のひとつとして捉えていただきたい。今後、詳細な設定条件に基づいて具体的な処理料金を算出することとしている。
- 2 本事業は、性格としては電気事業やガス事業等と同様の公益的事業であり、一旦処理事業を開始した後は、その半ばで事業者の事由によって放棄できない性格のものである。従って、処理料金の考え方には、永続的な事業運営を担保するための仕組みを取り入れることは不可欠と考えている。このような考え方に基づき、以下の事柄について御理解を頂きたい。

(次ページへ続く)

(前ページより)

①内部留保に関する考え方

適正な事業収益の中から毎年積立金を確保し、内部留保することは、廃棄物の処理責任の一端を担う処理事業者として当然の責務と考える。万一の事故時の復旧や将来の解体時の費用をキャッシュフローから捻出し、次の更新時に、開業時以上の条件で備えておく必要がある。

更に、プロジェクトファイナンスを活用する上で、内部留保金を充分確保することを金融機関から要請されており、適正な内部留保金が可能な処理料金を設定し、リスク対応することも重要である。

②配当金に関して

建設資金の一定額の資本金を見込んでいる。この資本金に対し、一般的なPFI事業と同様の5%の配当金を想定している。事業手法の性格上、また、出資会社に対するリスク補償上、配当は不可欠であり、適正な利益に配当金を含むこととしている。

処理価格は、市町村との契約時において契約条項の中に規定される。従ってELCが料金の改定を申し出る場合においては厳格なルールに従うことになりELCが無原則に申し出るものではない。これはプラントの償却後等の考え方も同様としている。

質問 92

参加時期は22年度からでなく、その後の状況で参加した場合には、料金に差が出るのか。

回答 92

○市町村との協議事項としたい。

質問 93

第1期の総事業費はどのくらいを予定しているか。また、第2期、第3期の事業費の予定および資金計画はどうなっているか。第2期、第3期の着工時に、前期の借入金をどのくらい返済し終わっている見込みか。

回答 93

○今後、今回仮設定した対象処理量の見込みや処理方式等の前提条件を見直すこととなり、それに伴ない事業費も変動する。従って、条件が整理された段階で提示したい。また、借入金については12～15年間の均等返済を想定しており、この期間内の着工の場合との時期に応じて借入金の残金が生じる。ただし、第2期及び第3期の着工時期が現時点で未定のため借入金の残高についても条件が整った段階での提示としたい。

質問 94

耐用年数は、どのくらいを考えているか。

回答 94

○事業採算上の耐用年数は、15年としている。ただし、実際の耐用年数は、定期的なメンテナンスに加え、メンテナンス要員が現地に常駐すること等により、20～25年程度まで延長されるものと考えている。また、新技術の開発により、より一層事業性や環境性能が高まるシステムが実用化された場合には、その採用について協議を行う。

質問 95

第1期の施設を解体する時には、第2期、第3期の施設ができ上がっていると考えてよいか。

回答 95

○施設が稼動してから5年間程度を第1期とし、第2期は事業開始後5～10年程度の期間、第3期は10～15年程度の期間を想定しており、第1期の施設を解体する時点では山北のエコループセンターは完成しているものと考えている。

質問 96

一般廃棄物と産業廃棄物の処理料金は同額と考えていいのか。差が付くとすれば、その条件と内容を知りたい。

回答 96

○一般廃棄物と産業廃棄物の処理料金については、処理方式が同じであれば原則として同額と考えているが、産廃の質によっては分析・前処理等の作業が入る為、その分料金が高くなると想定している。

質問 97

決算書は公開されるのか？

回答 97

- 事業会社になれば、資本金規模から商法に基づく公開を行うことになる。
- 事業の公益性から財務諸表以外に、事業実績を公表する。
- 市町村も参画していただく経営監理委員会にて、処理料金に関しての調査、適正処理の確認を行いその結果を公表する。

質問 98

事業着手前の増資の可能性は？

回答 98

- 平成16年度において事業化方針が固まった時点で事業の進度にあわせて段階的に増資することを考えている。

質問 99

県、市町村の出資（第3セクターへの転換）の可能性は？

回答 99

- 今回は民間の企画で事業化するものであり、仮に市町村の出資があってもいわゆる第3セクターとは性格がことなるものである。
- ただし、市町村に関しては一般廃棄物の処理責任があることから、本事業の処理の適正さ、事業そのものの健全性を監督する必要がある。そのため経営監理委員会を設けているが、さらに事業へ関与を強くするため、出資要望が出ることはありうると理解している。

質問 100

ELCの経営方針、事業計画、株主構成などは公開されるのか？

回答 100

- F S段階では、情報のなかに不確定要素もあるため、全体的な公開は困難であるが、市町村のご理解を頂くために出来るだけの情報公開に努力する。
- 運転開始以降は、事業の公共性・公益性も鑑み、経営監理委員会（市町村）には関連情報を公開する。

質問 101

電力会社に類似した公共的な企業と位置付けられるならば、法的な整備を行い、電力会社と同等の公益性を有する企業とするべきと思うが、どうか。

回答 101

- 市町村との契約の中で、本件主旨を明確に規定することで法的な整備と同様以上の効果があると考えている。

質問 102

確実かつ永続的な事業推進体制どのような体制をどのように構築するのか。（県の関与など）

回答 102

- 事業の安定的かつ継続的な運営を基本としていることは、記述の通りであるが、企業体の努力を超える天変地異時の対応及び産業廃棄物の処理方針等県のかかわりは非常に重要なものである。県のより前向きな対応を期待している。

質問 103

1社と長期にわたる随意契約を締結することは、今後一般廃棄物処理事業へ他社の参入を阻むこととなり、競争原理からいって好ましくないと思われる。また、契約締結にあたり、公正な契約金額の設定が阻害される懸念もあるが、その点についてどう考えるか。

回答 103

○本事業は装置産業であり、ある程度参入が制約されることは鉄道、電力、ガス事業等から判断しても許容されるべきことと判断している。公正で適格な事業経営が担保できる仕組みを作ることで対処していく考えである。

質問 104

本事業の推進は、一般廃棄物処理事業における規制緩和の一環であり、このような流れは他県にも出てくると思われるが、他社の参入があった場合、貴社の競争力についてどう評価しているか。

回答 104

○将来的に、他県との競争であることは認識している。特に産業廃棄物に関しては、より安価な処理施設に処理を委託することが考えられる為、充分に検討して対応を考えていきたい。

○その意味から、設置場所に関しての固有な問題は、公共にて対応して頂くよう要請している。また、国において新たな交付金が検討されているが、今後の競争力確保の意味からも、新制度において本プロジェクトが対象となるのであれば支援を受けることを考えていきたい。

質問 105

KELについて

回答 105

- KELは、神奈川県リサイクル懇談会（1990年設立）が主体となって設立したものである。
- 神奈川県リサイクル懇談会は、県内の産業廃棄物処理を推進するため、県内の大手産業廃棄物業者が中心になって設立し、処理の方策等を研究・検討してきた自主的研究会である。
- 2000年より、同会と環境テクノロジーセンターは共同で本構想の研究を開始した。
- その際、エコループプロジェクトを構想するにあたり、産業廃棄物の質ならびに量の計画を担当することで合意した。
- なお、KEL設立に関しては、環境問題に強い意欲を持ちかつ、産業廃棄物の量と質の計画を請け負える能力のある神奈川県リサイクル懇談会以外の業者も加わっている。

質問 106

財政困難となった場合の対応は？

回答 106

○事業者、委託者である市町村にて構成される経営監理委員会にて、本問題が検討される。財政困難となった場合その原因により、(1) 資本の増強を図る。(2) 収入の増大(処理価格の改訂を含む)、支出の圧縮を図る等の2方法を基本として状況に即して具体策をとることとなる。その責任主体が経営者であることは当然であるが、その際には経営監理委員会での検討、吟味も行われることになる。いずれにせよこの様な状況に陥らないよう効率的かつ機動的な経営体制をつくりあげることが重要と考えている。

質問 107

経営監理委員会が設立されたとしても、民間企業である以上、倒産防止や一定の収益を上げる必要性が出る可能性は否定できない。経営が悪化した場合に処理費用が高騰することはないのか。市町村としては、ELC以外に選択肢がなくなるので不安がある。

回答 107

事業の安定的継続性を維持するためには、倒産防止策を講ずること、及び一定の適正利益を上げることは当然のことである。むしろ安定的経営こそが、市町村にとっても重要なことと認識している。

今後の市町村との協議ではあるが、経営監理委員会は経営のチェックを行なう機関として位置づける。

処理価格は、市町村との契約時において契約条項の中に規定される。従って ELC が料金の改定を申し出る場合においては厳格なルールに従っての変更となり ELC が無原則に申し出るものではない。

経営悪化の要因は、①天変地異等による想定していない事故②大幅な経済変動等さまざまの原因が考えられるが、各種原因に即して適切な対応がとられなくてはならない。これらの対応についてはすみやかに ELC で立案する。その対策案の内容は、経営監理委員会に情報開示され検討が加えられる。

質問 108

経営監理委員会の権限はどの程度で、その担保はどういうものか。株主や金融機関の意向も押さえることのできる権限を有するのか。

回答 108

○経営監理委員会は委託者である市町村が、本事業の内容を常時確認・検証をする機関として位置付けている。

○E L Cは経営に関する情報を経営監理委員会に開示する。経営監理委員会は処理料金の設定のほか経営に関する基本的事項の調査権並びに適正処理に関しての調査権を有するものとして考えている。

質問 109

E L Cによる事業継続が困難となった場合には、参加市町村が事業継続を担保する以前に、出資者である民間企業によるサポートを要請すべきと考えるが、どうか。また本事業における民間企業の責任はどうなっているか。

回答 109

○事業継続が困難となる原因としてはさまざまな理由が考えられるが、その事由に即して様々な解決策を関係者と協議・検討する必要がある。その場合、出資企業の技術的、人的支援、増資による対応も当然検討の視野に入る。さらに経営の抜本策を講じる必要がある場合は、経営監理委員会における検討とともに市町村と十分協議の上、対応することを考えている。

質問 110

E L Cの処理義務責任の契約は、どのように担保するのか。また、どういう内容の契約を締結するのか。E L Cの処理義務責任はどのように担保するのか。

回答110

○E L Cは市町村との契約の中で、適正処理義務に関し、適正な情報の開示並びに緊急事態対応の報告などが義務付けられるほか、事故時における他施設の利用費用等の問題の明確な規定、並び不測の事態に備えて積立金等の内部留保を厚くする等の対策をとる。また保険等によるリスク分散の対応等、運営面における対応にも十分配慮する。

VII. 事業スキーム ②プロジェクトファイナンス

質問 111

S P Cにした目的とメリットは？

回答 111

○本プロジェクトは公益的事業であり、かつ社会の基本的インフラを構成する安定的継続的事業と位置付けられる。その検討を客観的に行うため、他の事業の損益に影響されないよう本事業のみを行なう S P Cとした。

質問 112

主要な金融機関と借り入れに関する方針は？

回答 112

○金融機関との調整については、プロジェクトファイナンスによる調達にて協議している。
○事業採算・市町村との契約等に関し、細かな注文がついているが、根本的に事業の安定性、継続性に関し、市町村・事業者・金融機関の方向性は一致していると判断している。合意に関して大きな問題はないと理解している。

質問 113

金融機関への担保設定の予定は？

回答 113

○プロジェクトファイナンスによる調達を予定しており、本施設・市町村との契約等関係契約がプロジェクトファイナンスで一般的な担保となる予定であるが、詳細は今後の協議事項である。

質問 114

ELCによる受託の継続が不可能な状態となった場合、他社に切り替えることは可能か？

回答 114

○天変地異の事態等により継続が不可能な状態に陥った場合として、想定されるが、その対応については、今後の協議によるものとする。詳細は金融機関を中心に市町村と協議の上、再構築を練ることとなる。その結果、経営が他者に変更されることもある。なお、かかる事態への対応も含め、市町村と金融機関の間で直接契約の締結を前提としている。

質問 115

プロジェクトファイナンスの内容について具体的な説明を聞きたい

回答 115

エコループプロジェクトは、装置型産業であるため設備装置への投資規模が大きいこと、又、安全対策に万全を期する必要があること、加えて環境施設整備にも留意する必要があることから、とくに初期投資が大きくなるという特徴を有している。

そこで現状の融資システムの限界を補うとともに、大規模な資金調達に対応する仕組みとしてプロジェクトファイナンスを採用する。事業者の中の個別企業が本事業を通常の資金調達にて実施した場合の倒産や企業内における他の事業の移し替え等の恐れをヘッジし、さらに、事業の公益性を確保し、事業を適正かつ公平に運営する方法としたい。そのためプロジェクトファイナンスは、返済原資を特定事業（エコループプロジェクト）のキャッシュフローとし、担保を事業の資産・権利に限定すること、及び特定事業（エコループプロジェクト）の実施に伴うキャッシュフローリスクを契約書等の客観的な事実をもって証明することにより、その内容の確実性を高めること、更には、エコループプロジェクト自体の安全性や事業の継続性の担保等を検証していくこととする。

質問 116

- 金融機関は、参加市町村と直接契約を行って事業の継続性と融資の担保を得たいと考えているということだが、行政と締結する契約の内容はどういうものか。
- E L Cによる事業継続が困難となった場合の金融機関と市町村との直接契約における金融機関の義務（債務）と市町村の義務（債務）は何か。

回答 116

直接契約は、E L Cに事業を委託する市町村と金融機関との間でなされる契約であり、E L Cの経営が行き詰ったときの対応について規定される。本プロジェクトは公益的事業であるため、事業を放棄することが出来ない。そのため、金融機関がその再建のため、市町村と直接協議し対応をとる旨を明示するものである。

直接契約は金融機関が独自に再建対応をすることではなく、委託者である市町村との協議する旨の契約である。

同時に金融機関は、出資者とも直接契約を締結し、事業の放棄の禁止、出資者としてE L Cの監督義務、株式の譲渡制限等が契約される。

質問 117

事業の継続性担保と一般廃棄物の適正処理確認のための一つの方策として、参加市町村の出資を得ることを考えているか。考えているとすれば、その金額の目途は

回答 117

○出資に関しては、一部市町村からの強い要望があることは承っており前向きに検討をしたいと考えている。

質問 118

市町村として株主になるという選択もある。経営監理委員会の一員であるだけでなく、株主になった方がより強力な発言権を有することになるか。

回答 118

○E L Cは株式会社であるが、事業の性格上、継続性、安定性、公益性が求められるため、廃棄物の処理及び経営情報が経営監理委員会に公開される。そのため、情報の入手の意味からは同様であるが、株主の場合、株主の立場から経営にも間接的に参加可能になる。

質問 119

雇用予定人数の予想及び雇用の主体は？

回答 119

○山北町の地元雇用への期待は大きい。可能な限り地域からの雇用をするよう努める。
 ○一方、専門性の求められる職種は広く人材を求めることになる。具体的には機器に熟知している者、維持管理の専門家等であるが、出資企業、協力事業者の人材割愛、派遣を予定している。〔人員は今後の課題〕
 ○雇用主体はE L C、専門受託事業者、機器納入事業者が想定される。

質問 120

組織の管理体制は？（役員・公正な管理機関・N P Oとの連携など）

回答 120

- 出資企業を中心に常勤の役員を構成し、事業の公益性を確保する上からも広く人材を登用する。
- 公正な監視機関として経営監理委員会の設置を想定しており、委員には市町村等の委託者、事業者等を予定している。

質問 121

事業所内の再委託・下請業者の使用はないのか？

回答 121

- 技術的な中核及び、センターの運営企画はE L Cの社員が行う。当面は、技術的な指導者の一部を出資企業からの派遣を仰ぐ。ただし、運転、メンテナンスなど実作業者及び、将来の中核技術者は地元企業等から的人材の協力を得ることを考えている。

質問 122

専門的な技術者はどのように養成するのか？

回答 122

- 当初は出資企業からの指導的な技術者の派遣を受ける。その指導の下に地元や県内から採用した人材に対し、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（O J T）で教育を行う。また、各種 I Tによる技術者支援装置を設けて、早期に独立できるようにする。

質問 123

I S O 1 4 0 0 1 取得の予定は？

回答 123

- 環境向上事業に取り組むため、早期取得を目指す。
- I S O 1 4 0 0 1 に限らず、品質、労働安全を包括するマネジメントシステムの構築を目指し、公開していく。

質問 124

エコループ出資企業からの役員及び人材受入れの予定は？

回答 124

- 経営体制の強化、業務活動の充実等の観点から、人材受入が適当であると考えている。

質問 125

管理部門に配置する社員について、出資企業からの派遣を予定しているか。出資企業の持っているノウハウをどのように反映する予定か。

回答 125

- 企業経営などの事務管理部門には、出資企業から経営・運営スタッフの派遣が想定される。将来的には地元採用スタッフの運営参画を求めていくことを考えている。一方、技術管理部門では当初は出資企業（プラント建設、運営担当）からの指導員の派遣を求める。

質問 126

市町村の職員を、E L Cの職員として出向させ、経営に参加することは可能か。

回答 126

○自治体からの派遣人員の経営への参加については、今後の検討課題とさせて頂きたい。しかしながら、経営監理委員会に参加することによって経営に関するチェック機能を十分有することになる。

質問 127

- ELC の資金調達上必要な自治体の長期契約の必要性は？
- 「廃棄物処理基本契約（長期契約）」、「長期処理契約」の想定している内容と契約期間を聞きたい。
- 各市町村と ELC との契約はどのようなものか？期間・委託料・解除条件は？

回答 127

- 本事業は巨額の投資を前提としており、かつ金融機関からのファイナンスの前提として、確実な事業計画を求められているため、処理量と処理施設の能力を整合させることが事業実施にとって重要な要件となる。そのため市町村に対して長期の契約をお願いする。
- 本プロジェクトは、その性格から低価格化、事業の安定性等が求められる。そのために市町村と ELC とで長期契約を行なう。長期契約は 15 年程度を想定しており、その中で市町村から一般廃棄物を長期にわたって処理委託がなされることを明確にする。
市町村との長期基本契約は、金融機関からのプロジェクトファイナンスを受ける上で必須な条件となる。また、処理料金の設定や長期基本契約の中に、永続的な事業運営を担保するための仕組みを取り入れることも不可欠である。以下に長期基本契約の内容を示す。

①長期処理委託契約

- ・長期の処理量計画並びに処理計画の契約上の取決め等
- ・処理料金に関する取決め等
- ・安全規定に関する取決め等

②エコループセンターの処理責任義務に関する内容

- ・事業中止及び放棄の禁止等
- ・適正処理義務に関する取決め等
- ・経営監理委員会への情報開示義務（モニタリングの実施）等
- ・各ペナルティ条項等

③経営監理委員会に関する内容

- ・経営監理委員会の権限、役割及び委員の選任等
- ・経営監理委員会の運営規定等

④単年度契約に関する事項

⑤副生成物の活用に関する事項

- ・市町村の電力購入に関する規定等
- ・スラグ等の有価物を ELC が直接販売することに関する規定等

⑥不可抗力・法令変更に関する取決め等 (次ページへ)

- 契約一般の原則から、解除条件は定めることになるが、本件の場合安易に運用すると事業者、市町村とも困難な状況を生むことになるので、双方の解除条件及び解除時の損害額・支払い方法につき、委託処理契約において明文化していく。(具体的な内容については今後の協議課題)。

質問 128

事故等による損害が発生した場合には、市町村の責任か、E L Cの責任か。

回答128

- 事故の処理にあたっては、原因の究明、被害回復、再発防止が重要であり、これらの調査・対策はE L Cと経営監理委員会が共同して主体となって対応する。調査の結果、責任の所在が明らかになった場合には、法律に基づき対応することになると思われる。
- しかしながら、複合要因や特定しがたい場合も想定されるので、事業者として損害保険契約を締結し危機に備えるとともに、事故予防対策を徹底する。
- 発生原因とその責任が歴然と特定できるもの（設備の瑕疵や搬入規制物による事故等の場合）は、それぞれの関係者の責任で対応することになる。
- 想定以上の地震及びテロ等による事故の場合、県や国の支援を頂き広域対応で可能な限り適正処理を進める。また今後、市町村との協議により判断していく内容であると理解しているが、損害補償と、国や県、市町村の支援を要請することで検討中である。

質問 129

横浜市、川崎市以外の市町村がすべて参加すれば、県内の廃棄物処理施設は、横浜市、川崎市を除いて県内1カ所のみとなる。災害による施設の休止などの危機管理体制はどう考えているか。また、物流システムも同様と思うがどうか。

回答 129

- 天災等の危機管理体制に関しては、今後関係者と協議し十分な対応と策定したい。
- 鉄道を利用した物流システムについては、JR貨物を中心とした従来の危機管理体制と同調し、すみやかに復旧することで対応を行う。

質問 130

近くに活断層もあり、耐震設計が必要と思われるが、どの程度の震度に耐えられる設計をする予定か。

回答 130

○文献調査の結果、計画地直下に活断層はないと確認している。また、神奈川県の防災計画では想定される地震に対して、計画地の震度を5強から6弱程度と想定している。従って、これまでのELCからの説明どおり、震度7程度の耐震設計を行うこととする。

質問 131

事業化の判断基準として、処理量の確実性、事業採算性、許認可面の問題、大規模災害等のリスクがあげられているが、現在事業採算性以外で、事業化に支障となる事項があれば、その内容と解決の方向と見通しを知りたい。

回答 131

○大規模災害時のリスクが重要な課題となると考えられる。

(回答 132 を参照下さい)

質問 132

「大規模災害等の事業者側では負いきれないリスクの対応がとれている」とは、どういうことか。市町村が独自に対応するということか、または経営監理委員会等が事前に受け入れ先と協定などを結んでおくということか。

回答 132

○本件は、事業判断の条件を示しているものであり、そのひとつとして「大規模災害等の事業者側では負いきれないリスクの対応がとれていること」を挙げている。これは、大地震などの天災時に処理施設がその影響を受け、廃棄物処理が存続できなくなるような場合のリスク対応を想定している。このような場合には、県等の協力を得て、周辺の処理施設に処理委託することが可能となる更なる広域連携の対策や、施設の復旧に公的支援の投入という考え方等を構築しておく必要がある。御指摘の内容を含め、この件は、市町村他関係者との協議における重要な議題となる。

質問 133

天災等により施設の稼動に支障が出た場合の対策が完全に確保されているか？（ごみ処理は一日も休むことはできない）

回答133

- 8都県市はもとより、より全国的な相互応援体制の中に組み込んでいた
だくように ELC は要請する。
- 本件については、関係者と今後協議、検討していきたい。

質問 134

環境負荷の状況（ダイオキシン、大気汚染物質、水質等）について情報公開をするのか？

回答 134

- 必要性、分かりやすさ、速報性の確保などの観点から計測の頻度、公開方法などは自治体との協議、住民の意見を踏まえ、今後情報公開内容を確定する。
- 情報管理は、全国のモデルとなるよう最先端のものとしていく。
- 当センターの環境監視については、現行における一般廃棄物処理場の排出源のみに留まった法的規制の環境監視内容よりも厳しい規制内容を自主設定する、さらに、施設周辺の環境測定についても、公定法による連続測定・手分析を行なうことに留まらず、自主的に環境保全の確保を強化するために、持続可能な開発で実用化する技術は積極的に導入していく

質問 135

水源地、地下水脈などで、井戸水や飲料水の汚染可能性はないか

回答 135

- 施設においては、廃棄物の処理は防水処理されたコンクリート上で実施し、排水は処理施設にて適確な処理を行う。処理水は本施設に通じる下水道本管を敷設していただき下水道へ放流する。
- 廃棄物コンテナの開閉は洩気しないように減圧された施設内で行う。
- 汚染の可能性は無いと考えているが、環境アセスでの検討を踏まえ、定点観測を実施するなど危機管理を徹底する。

質問 136

周辺の大気、排水の水質、周辺土壤について測定を毎年1回行い公表すること。

回答 136

- 施設周辺の大気については、公定法による連続測定を行う。
- 排水の水質は、下水への放流基準を定期的に確認する。
- 大気・水質・土壤の測定頻度、測定場所、公表方法などは、関係者の協議により確定する。
- 当センターの環境監視については、現行における一般廃棄物処理場の排出源のみに留まった法的規制の環境監視内容よりも厳しい規制内容を自主設定し、さらに、施設周辺の環境測定についても、公定法による連続測定・手分析を行なうことに留まらず、自主的に環境保全の確保を強化するために、持続可能な開発で実用化する技術は積極的に導入していくことを考えている。

【参考】

- *今後ますます環境保全の確保を厳しく管理していく必要があることは、各省庁・研究機関で環境監視に関わる研究の取組を考慮すれば当然のことと考えており、当センターにおける環境保全管理についても、現行の法制度による測定義務の範囲を超えた環境監視システムを導入するため、新たな環境センサを開発中である。
- *このセンサは、今まで実績のある安全管理用に採用されてきた多種の技術に加えて、ナノテクノロジー・バイオテクノロジー・オプトテクノロジー・ITなどの最先端技術を駆使したもので、1999年より研究開発を始め、2003年度には、内閣府の総合科学技術会議の審査を経て『ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業』として5カ年計画の実用化事業を行なっている。
- *実用化の内容としては、大気・水質・土壤の測定を小型・低価格で実現できるものとし、無線通信・エコ電源などと組合せをして的確に環境の情報を集約・解析・評価を行い、環境問題に発展する前に検知できる未然防止型のセンサとしている。
- *実用化の進捗・スケジュールとしては、1999年度～2002年度に基礎研究、2003年度～2004年度にプロトタイプの作成を行い、2005年度にフィールドでの実用化試験、2006年度には実用化を行なう予定である。

質問 137

現状の処理の環境負荷と ELC の環境負荷の比較はどうか。また、中継施設から運搬に必要な車両等の排気ガスの環境負荷の比較はどうか。

回答 137

- 現行法令の規制値と比較して更に厳しい自主規制を掲げ管理することにより環境負荷削減を行う。また、ごみ発電に伴う CO₂ 削減効果について検討し、その有効性を確認している。
- 中継施設からのコンテナ輸送については、トラック輸送と鉄道利用で比較し、CO₂ 排出量を指標として、鉄道輸送の有効性を確認している。

質問 138

ELC の建設する施設は、環境に配慮した施設であると聞いているが、山北町にとっては、現状より環境がよくなるということはないと考える。市町村が廃棄物処理を ELC に委託した場合、結果的に山北町に迷惑をかけることになる。

委託市町村としても、安全性を検証しなければならないので、新たな環境負荷を具体的な数値をもって知りたい。

回答 138

廃棄物処理法、大気汚染防止法をはじめとした環境法体系等の規制値より厳しい自主管理基準を設定し、計測の頻度・公開方法等は、今後の自治体との協議にて確定していく。

質問 139

「市町村への提案」の内容、意味は？

回答 139

- 現時点における処理システム、事業スキーム等を取りまとめたものである。今後、市町村等関係者のご意見をいただきながら、よりよいシステム、スキームをつくりあげていきたいと考えている。
- また、事業精査の中で出資者からの意見によっても一部見直しや変更があることも御理解頂きたい。
- 今回、いわば事業の基本的事項を大枠で示しているのは、あくまで市町村に検討して頂き、委託を前提とした処理量を確定するためである。

質問 140

事業化の最低規模は？

回答 140

- 処理競争力があり、かつ現状より安価にするためには、100万人規模が最低限といえる。
- 一般廃棄物に関しての数量は

パワーセンター	700 t / 日
有機物資源化センター	200 t / 日

 (クリーン化処理センターについては産業廃棄物量にて判断する。)

質問 141

「参加意向のヒアリング」、「関係者の役割分担についての基本合意」のイメージはどういうものか。どの程度のものを想定しているか。
 参加意向についての市町村の回答は、条件付き参加意向や「関心を持っている」という程度のものになると考えられるが、そのような状況で事業採算性が確認できるか。また、そのような精度で事業化の最終判断が可能か。

回答 141

今後の市町村との協議により決定していきたい。